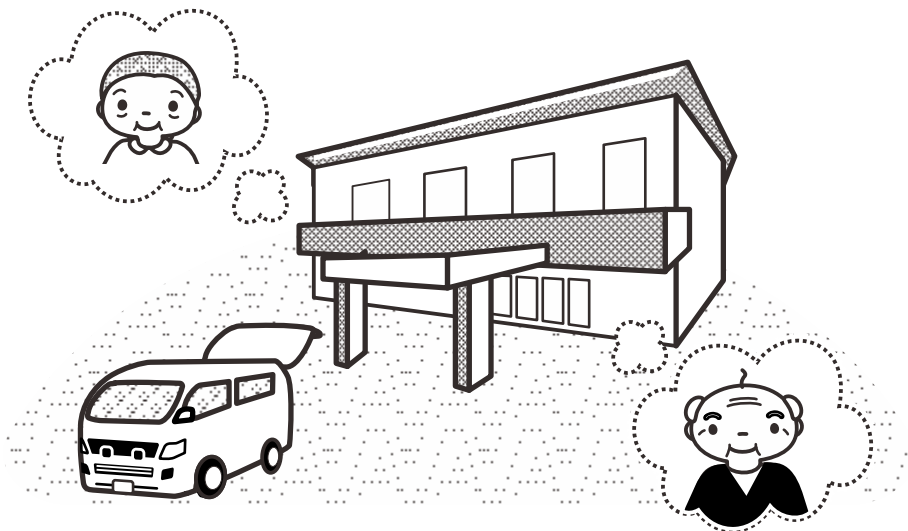


# 介護保険②

…\*…\*…\* サービスの内容や特徴を知る \*…\*…\*



**宣 言**

明るい笑顔    すぐ返事    伝える元気

かちどき薬品  
**げんき君** ホームページ  
健康に関する情報がいっぱい  
<http://www.genki1616.co.jp>

---

かちどき薬品グループ

かちどき薬局のブログ

[kachidokiblog.blog.fc2.com](http://kachidokiblog.blog.fc2.com)

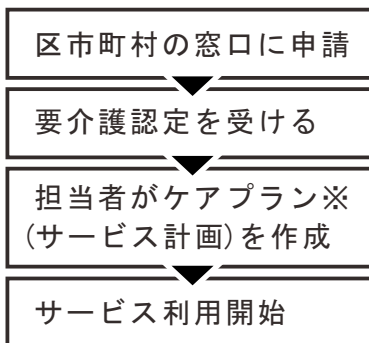


Seedling 2016 3月号

Copyright © 2016 かちどき薬品株式会社 <http://kachidokikk.co.jp/>  
健康情報サイト げんき君 <http://genki1616.co.jp>

## 介護保険で利用できるサービス

もし介護が必要になったら、介護保険の受給を検討しましょう。



認定結果が通知されます

「要介護状態区分」 ●要支援1～2  
●要介護1～5

※「ケアプラン」とは…いつ、どんなサービスを、どのくらい利用するか、を決めた計画書です。

介護サービスは原則として1割の自己負担で利用できます。要介護状態区分に応じて受けられるサービスが異なります。

同じような内容の介護サービスでも、契約により費用は異なります。詳しくは区市町村の窓口や地域包括支援センター、担当のケアマネジャーにお問い合わせ下さい。

**要介護1～5  
「介護給付」**

介護が必要と認められた方は「介護給付」のサービスが受けられます。

\*\*\*\*\*

次ページからサービスの内容をご紹介します

**要支援1～2  
「予防給付」**

要介護状態にならないために支援・指導・訓練などの「予防給付」のサービスが受けられます。

**予防**

次ページ以降、予防給付の対象サービスにはこのマークをつけています

**区市町村が行っている「地域密着型」のサービス**

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるように、区市町村が主体となって提供するサービスです。小規模で家庭的な環境が特徴です。

原則としてその地域の住民しか利用できません。区市町村によって提供していないサービスがある場合もあります。

地域密着型の対象サービスにはこのマークをつけています

# 訪問

訪問介護員(ホームヘルパー)が  
利用者の自宅を訪問する

可能な限り自宅で自立した日常生活を送れるようにサポートします。

## 訪問介護 (ホームヘルプ) 予防

訪問介護員による食事・排泄・入浴などの身体介護や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援を受けられます。

## 訪問入浴 予防

看護職員と介護職員が自宅に入浴設備を持参して、入浴の介護を行います。

- 目的
- ◆ 身体の清潔を保つ
  - ◆ 心身機能の維持回復
  - ◆ 生活機能の維持向上

## 訪問看護 予防

看護師などが自宅を訪問し、主治医の指示に基づいた診療の補助やケアをします。

例 血圧・脈拍・体温などの測定、病状のチェック、在宅酸素、カテーテルやドレーンチューブの管理、床ずれのケアなど

## 訪問リハビリテーション 予防

リハビリの専門家が自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。



## 夜間対応型訪問介護 地域

夜間帯に訪問介護員が自宅を訪問し、介護を行います。「定期巡回」と「随時対応」があります。

### ◆ 定期巡回

夜間に定期的な訪問をして排泄の介助や安否確認などを行います。

### ◆ 随時対応

夜間に急に体調が悪くなったり、ベッドから転落して自力で起き上がれない時などに訪問し、介助や救急車の手配などを行います。

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 地域

訪問介護員と看護師が連携し、必要な介護や看護を24時間いつでも必要なタイミングで行います。「定期巡回」と「随時対応」があります。

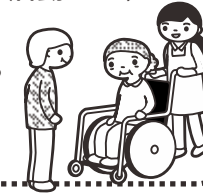
# 通い

デイサービスセンターなどの  
通所介護施設に通う

施設では、食事や入浴の支援、生活機能向上を目指す機能訓練、口腔機能向上サービスなどを日帰りで受けられます。可能な限り自宅で自立した日常生活を送れるようにするのが目的です。

## 通所介護 (デイサービス) 予防

デイサービスセンターなどの施設に通い、日常生活上の支援や機能訓練を受けられます。レクリエーション活動など、高齢の方同士の交流もあります。



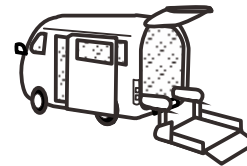
## 通所リハビリテーション (デイケア) 予防

老人保健施設・病院・診療所などに通い、主治医の指示のもと身体機能を回復させるために必要なリハビリテーションを受けられます。



## 療養通所介護

高齢の方だけでなく、看護師による観察が常に必要な難病や認知症などの重度要介護の方が対象の通所介護サービスです。



## 認知症対応型通所介護 地域

認知症の方が対象です。認知症の専門的なケアを提供するグループホームなどに通い、健康状態の確認や機能訓練などを受けられます。

家にこもりきりの孤立感の解消、心身機能の維持、介護する方の負担軽減などのメリットがあります。



# 短期の宿泊

施設に短期間  
入所して生活する

## 短期入所生活介護 (ショートステイ) **予防**

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられます。

短期入所生活介護の連続利用日数は30日までです。  
《対象となる方》  
心身の状況や病状が悪い場合、  
家族(介護者)の疾病・冠婚葬祭・出張、  
家族(介護者)の身体的負担・精神的負担の軽減 など

## 短期入所療養介護

医療型のショートステイ **予防**  
です。  
介護老人保健施設や診療所・病院などに短期間入所して、医療・看護、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられます。

短期入所療養介護の連続利用日数は30日までです。



# 通い+宿泊+訪問

地域の小規模な施設への「通い」を中心に、短期間の「宿泊」や自宅への「訪問」を柔軟に組み合わせられます。  
日常生活費(おむつ代など)は別途負担する必要があります。

## 小規模多機能型 居宅介護 **予防** **地域**

通い・宿泊・訪問を組み合わせ、日常生活上の支援や機能訓練を受けられます。  
少人数の施設なので顔なじみの職員からケアを受けられます。

## 複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護) **地域**

通い・宿泊・訪問に加え、  
看護師などによる看護も  
行います。



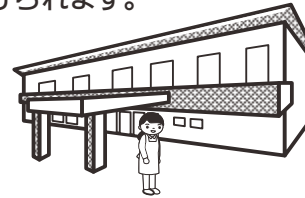
# 長期の宿泊

施設に長期間  
入所して生活する

可能な限り自立した日常生活を送り、在宅復帰することを目指します。  
利用する時には施設サービス費の他に、居住費・食費・日常生活費などがかかります。

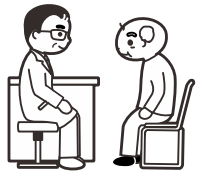
## 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

地方自治体などが運営する介護を目的とした公的施設です。  
常に介護が必要な方が入所し、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、療養上の介助を受けられます。



## 介護老人保健施設 (老健)

医師による医学的管理と看護、介護に加え、リハビリテーション・栄養管理・日常生活上の支援を受けられる施設です。



## \*介護老人福祉施設の 「地域密着型」 小規模施設 **地域**

区市町村が運営する定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設です。家庭的な雰囲気や地域や家族との結びつきを重視した運営が行われます。

介護老人福祉施設は要介護1・2の方はやむを得ない理由以外では利用できません。



## 介護療養型 医療施設(療養病床)

介護老人福祉施設や介護老人保健施設よりも重度の介護を必要とする方が入所します。医療機関であり、急性疾患の回復期で寝たきりの方などの医学的なケアが中心です。機能訓練や必要な医療、食事・排泄などの介助を受けられます。



## 特定施設入居者生活介護

(有料老人ホーム・軽費老人ホームなど)

予防

有料老人ホームや軽費老人ホームなど、民間企業が運営するサービス付き高齢者向け住宅で暮らす方に対し、施設内での食事・入浴など日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



## \* 特定施設入居者生活介護の「地域密着型」小規模施設

地域

定員30人未満の小規模な有料老人ホームや軽費老人ホームなどで行われる介護サービスです。



地域密着型は要支援1・2の方は利用できません。

## 認知症対応型共同生活介護

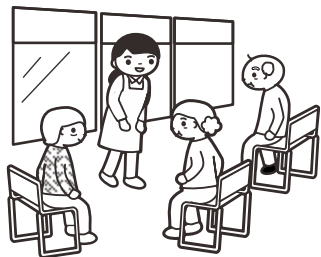
(グループホーム)

予防

地域

認知症の方を対象にした施設(グループホーム)で専門的なケアを提供するサービスです。食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。

グループホームでは1つの共同生活住居に5~9人の少人数の方が入居し、家庭的な環境と地域の方との交流のもと、介護スタッフと共に共同生活を送ります。



予防給付の認知症対応型共同生活介護は、要支援1の方は利用できません。

# 福祉用具

自立した日常生活を送るために必要なもの

## 福祉用具貸与

予防

利用する方の希望や生活環境などにより、指定を受けた事業者から適切な福祉用具を借りることができます。貸与の対象は以下の13品目で、要介護度に応じて異なります。

- 特殊寝台・付属品
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 手すり
- スロープ
- 車いす・付属品
- 歩行者
- 歩行補助杖
- 移動用リフト
- 徘徊感知機器
- 自動排泄処理装置



## 特定福祉用具販売

予防

シャワーチェア・簡易浴槽・ポータブルトイレなど、入浴や排泄に用いる福祉用具(貸与になじまないもの)を指定を受けた事業者から購入することができます。販売の対象は以下の5品目で、要介護度に応じて異なります。

- 腰掛便座
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部品



厚生労働省のホームページで、全国約19万か所の「介護サービス事業所」の情報が検索・閲覧できます。



<http://www.kaigokensaku.jp/>  
介護事業所・生活関連情報検索



介護保険制度は3年毎(次回は2018年予定)に制度改正が行われます。詳細はお住まいの地域の担当窓口を確認しましょう。